

インターンシップ受入れにあたっての 新型コロナウイルス感染防止のための取組について

1. 取組実施の理由

- ・インターンシップ参加者を受入れる各庁舎、各区役所は多くの市民が来庁し、利用する施設です。来庁者は、個人の特特定ができない場合が多く、受入れを担当する職員も住民と接する機会が多いことから、市民と職員への感染拡大防止のため、インターンシップ参加者も、職員と同様の取組が必要となります。

2. 取組の周知

以下の取組について、学生へ周知、指導をお願いします。

- (1) マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とします。ただし、窓口での対応においては、引き続きマスクの着用を基本とし、接触や近接した会話を避けることができる場面においては、所属の判断に委ねています。
- (2) 手洗い等の手指衛生や咳エチケット等、一般的な感染予防対策を実施してください。
- (3) インターンシップ参加者に風邪症状がある場合は、インターンシップ及び市政のしくみ講座を欠席し、医療機関を受診するなど適切な対応をしてください。
- (4) その他、大学等から示されている感染予防対策を遵守してください。

<参考>

- 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の対応について（通知）」
新人第122号、新職第38号、令和5年4月27日付け総務部長
- 「令和5年5月8日以降の大学等における新型コロナウイルス感染症対策について（周知）」
令和5年4月28日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課 事務連絡
- 「令和5年4月1日以降の大学等におけるマスク着用の考え方の見直しと学修者本位の授業の実施等について（周知）」
令和5年3月17日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課 事務連絡

<お問い合わせ>

新潟市人事課人材育成室 山口、末宗
電話025-226-2493
jinji@city.niigata.lg.jp